

“変貌する労働市場における労働法制のあり方”

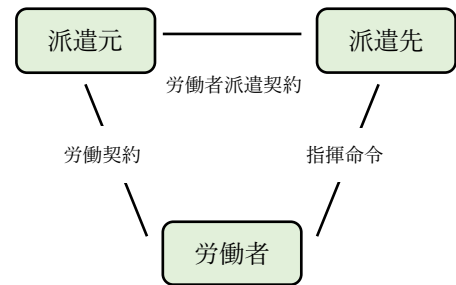
准教授 本庄 淳志 (労働法)

1981年4月生まれ、2009年3月神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士(法学)、大阪経済法科大学法学部講師を経て、2011年より現職
2019年より第4期若手重点研究者。

研究概要

経済活動のグローバル化や少子高齢化といった外部環境の変化のなかで、労働者の働き方(雇用管理のあり方)も大きく変貌しています。日本では、従来、いわゆる「正社員」を中心とした長期安定雇用が当然視され、法政策としてもそれを補完してきましたが、今後は、変化に迅速かつ柔軟に対応し得る多様な働き方を広くカバーしていくことが重要となります。

私は、着任以来、労働者派遣をめぐる法政策のあり方を中心に研究を続けてきました。労働者派遣には、雇用(労働契約の当事者)と使用(指揮命令の当事者)が分離した間接雇用という特徴があり、労働契約上の責任は原則として派遣元(派遣会社)が負いますが、その特殊性から、派遣元や派遣先(受入企業)に対する、直接雇用の場合と異なる特別な法規制の要否も問題となります。さらに派遣を含む広義の人材ビジネスの世界では、ビッグデータやAIを活用した人事管理が拡大していますが、派遣のほか、たとえば就職情報サイトを介した職業紹介等においてAIによるマッチングが行われる場合などのような法規制が必要か。同時に、既存の働き方や法規制のどこを修正すべきか。こうしたテーマについて広く研究しています。



メッセージ

今後の労働政策を展望すると、狭義の派遣を含め、多様な人材のマッチング支援策とその規制のあり方は最重要の検討課題といえます。外部労働市場を通じて適職に就くことのハードルが下がれば、特定の企業へ依存する必要も下がり、翻って個々の就労者が主体となる「真の」働き方改革へと繋がっていくでしょう。AIやビッグデータの活用をはじめ、人事管理のあり方が大きく変質するなかで、最先端の実務と対話しつつ、あるべき規範(法的枠組み)を模索することに労働法研究の面白さがあります。同時に、法規制の実効性をいかに確保するかという問題にも関心があり、ワークルール教育を社会人や大学生、高校生などに普及させる活動にも取り組んでいます。

【主な研究業績】

受賞歴：

第39回労働関係図書優秀賞(2016年)。
外部資金獲得状況：科研費若手B「雇用のアウトソース化時代における企業外部労働力の包摂に関する比較法研究」(2016年～2020年)、同「マルチジョブ就労者の労働時間規制のあり方に関する比較法研究」(2013年～2016年)、科研費研究成果公開促進費(2015年)、(一財)全労済協会助成事業「雇用形態の多様化時代における企業外部労働力の包摂に関する法的研究」(2013年～2014年)。

委員等：

厚生労働省「労働法教育に関する調査・研究等事業」委員(2017年～)、現在は座長。同「「多様で安心できる働き方」普及拡大事業」(2015年～2017年)委員、静岡地方最低賃金審査会委員(2015年～)、静岡地方労働審議会委員(2017年～)、静岡労働局労働関係紛争担当参与(2017年～)、一般社団法人日本人材派遣協会「派遣労働者のキャリア形成支援研究会」委員(2017年～2019年)、一般社団法人ワークルール代表理事(2014年～)ほか。

学会等：

日本労働法学会企画委員(2016年～2018年)

著書・論文：

『労働市場における労働者派遣法の現代的役割』(弘文堂、2016年)など